

## 深浦町林業経営体育成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内の林業経営体の経営の安定及び技術習得を支援するため、予算の範囲内において深浦町林業経営体育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年深浦町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、町内に事業所（法人にあつては本社又は支社（営業所）、個人にあつては住所）を有する日本標準産業分類（平成25年総務省告示405号）に規定する林業を営む者であるほか、別表のとおりとする。ただし、町税等に未納がある者及び深浦町暴力団排除条例（平成23年深浦町条例第18号）に違反する者は交付対象者としない。

### (補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表のとおりとする。

### (申請書等)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、深浦町林業経営体育成事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じ

て得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に深浦町林業経営体育成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更で補助対象経費の30パーセントを超える増減がある場合には、深浦町林業経営体育成事業内容変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、深浦町林業経営体育成事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業完了年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業によって取得した財産について、財産管理台帳(様式第5号)その他関係書類を第14条に規定する期間中、整備保管すること。
- (7) 補助事業により取得した財産を町長の承認を受けて処分したことにより収入

があった場合において、町長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を町に納付すること。

(申請の取下げの期日)

第7条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

2 交付の申請の取下げは、深浦町林業経営体育成事業補助金交付申請取下書(様式第6号)を町長に提出して行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は事業完了年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに深浦町林業経営体育成事業完了(廃止)実績報告書(様式第7号)によるものとする。

(補助金の確定及び返還)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に深浦町林業経営体育成事業補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則若しくはこの告示又は補助条件に違反したとき。

(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、町長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金の請求)

第11条 補助金を概算払により請求する場合は、深浦町林業経営体育成事業補助金概

算払請求書（様式第9号）の提出により行うものとする。

（経過報告）

第12条 補助事業者は事業を完了した翌年度から3か年、毎年度4月20日までに深浦町林業経営体育成事業経過報告書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

（処分の制限を受ける財産）

第13条 規則第20条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械とする。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産が処分制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに町と協議し、その指示に従って、当該財産の取得に要した補助金相当額の全部又は一部を町に納付しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない事由のため、これにより難しい場合には、町長に協議することができる。

（処分の制限を受ける期間）

第14条 規則第20条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	1 雇用支援事業 交付対象者が林業従事者の常用雇用に係る経費の一部を支
------	--

	<p>援。</p> <p>2 資格取得等支援事業</p> <p>作業の効率化や安全確保を推進する交付対象者が従業員に資格を取得させるための経費の一部を支援。</p> <p>3 高性能林業機械等導入支援事業</p> <p>作業の効率化や安全確保を推進する交付対象者が高性能林業機械等を導入するための購入経費又は当該年度内に支払ったリース料の一部を支援。</p> <p>ただし、販売事業者又はリース会社から導入する高性能林業機械等を対象とし、個人間での売買又はリースは対象としない。</p>
交付対象者	<p>1 雇用支援事業</p> <p>林業を起業又は新規参入した者で、起業又は新規参入した日から起算して3年以内の者。ただし、補助対象従事者を雇用している事業者にあつては、この限りではない。</p> <p>2 資格取得等支援事業</p> <p>林業を営む者。</p> <p>3 高性能林業機械等導入支援事業</p> <p>林業を起業又は新規参入した者で、起業又は新規参入した日から起算して3年以内の者。ただし、補助対象リース導入を実施している事業者にあつては、この限りではない。</p>
補助対象及び経費等	<p>1 雇用支援事業</p> <p>(1)補助対象従事者は、起業又は新規参入した日から起算して3年以内に常用雇用された者とし、1事業者につき2人の申請</p>

を限度とする。

(2) 補助対象経費は、前項に定める者の雇用に要する経費とする。

(3) 補助対象期間は、林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付け16林政経161号農林水産事務次官依命通知）別表事業の種類欄の3の項事業内容の欄1に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業を導入するまでの期間又は雇用を開始した日の属する月から起算して3年を上限とする。

## 2 資格取得等支援事業

(1) 従業員が林業作業に必要な資格・免許等を取得する受験料。

(2) 従業員が林業作業に必要な技能講習・各種教育等を受講する受講料（教材代含む）。

## 3 高性能林業機械等導入支援事業

(1) 補助対象高性能林業機械等は、作業の効率化及び安全作業の推進のために起業又は新規参入した日から起算して3年以内に購入又はリース導入に係る契約を締結した次に掲げる新品又は中古の高性能林業機械及び高能率林内作業車とし、申請は1年度につき1回を限度とする。ただし、申請した年度内に納品又は借受けされていなければならない。

ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ、スキッド、タワーヤーダ、スイングヤーダ、フォワーダ、グラップル、グラップルソー、グラップルクレーン、グラップル付トラック、ログローダ及びその他町長が特に認める機械。

(2) リース導入に係る補助対象期間は、物件借受け日の属する月

	から起算して3年を上限とする。
補助金の額	<p>1 雇用支援事業</p> <p>(1)補助率：定額</p> <p>(2)1名につき月額62,500円</p> <p>(3)雇用期間が1か月に満たない場合は、日割り計算とする。</p> <p>2 資格取得等支援事業</p> <p>(1)補助率：定額</p> <p>(2)上限額：50千円／人・回</p> <p>3 高性能林業機械等導入支援事業</p> <p>(1)購入の場合</p> <p>補助率10分の3、上限額を2,000千円とする。</p> <p>(2)リース導入の場合</p> <p>1年度内にかかる補助率を10分の3とし、1リース契約当たりの上限額を2,000千円とする。なお、交付対象者に該当する場合は、複数年度の申請ができるものとする。</p>